

大田市表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月17日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第4号

大田市表彰規則の一部を改正する規則

大田市表彰規則（平成17年大田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第8号を次のように改める。

(8) 公益のため多額の寄附をした者

第6条第2項を削る。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条及び第8条を削り、第6条の次に次の3条を加える。

（被表彰者の推薦）

第7条 部長等（大田市部設置条例（平成17年大田市条例第7号）

第1条に規定する部の長、議会事務局長及び教育委員会事務局の部長、市立病院の事務部長、技監及び支所長をいう。）は、第3条から第5条までの規定に該当する者があると認めるときは、その者を表彰の贈呈を受ける者（以下「被表彰者」という。）の候補者として市長に推薦するものとする。

2 前項の規定による推薦は、功績内申調書（別記様式）により行う。

（被表彰者の決定）

第8条 市長は、前条の規定による推薦に基づき、決裁により被表彰者を決定するものとする。

（表彰名簿）

第9条 被表彰者は、表彰名簿に登載し、永久に保存する。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第7条関係）

別記様式（第7条関係）

担当部署：

功 績 内 申 調 書

功 労 区 分							
氏 名		生 年 月 日		性 別		現 在 の 職 業	
住 所							
経 歴（主な職歴または活動歴）							
年 月 日	経 歴			勤 務 年 数	過 去 に お け る 表 彰 歴		
[自 至 . .							
[自 至 . .							
[自 至 . .							
[自 至 . .							
[自 至 . .							
[自 至 . .							
[自 至 . .							
被表彰事績の概要（表彰の中心となる事項の要点をとりまとめ記載のこと）							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。